

令和 7 年度

消防ポンプ自動車
(非常備・C D－I 型)

仕様書

鶴 岡 市

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、鶴岡市（以下「当市」という。）が令和7年度に購入する消防ポンプ自動車CD-I型（以下「本車両」という。）の仕様について定める。

2 概要

本車両は、火災時において河川、消火栓等の水利より強力な放水をなし、速やかに消火活動ができるものであり、十分な強度を有し、耐久性及び耐食性に優れ、この仕様を十分満足し得るよう艤装するものであること。

3 適合法令等

本車両は、次に掲げる法令その他関係ある法令、通達に全て適合するもので緊急自動車として承認が得られるものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) 自動車等から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（平成4年法律第70号）
- (4) 車両は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満たし、製造工場については環境マネジメントシステム、品質管理システム（ISO認証取得）を構築していること。

4 提出書類

(1) 承認図書

本仕様書の細部及び艤装については、車両受注後に当市と協議し指示を受け、次の関係図書をA4版ファイルに綴り込み、各2部を当市に提出し、承認を受けた後艤装を行うこと。

- ① 製作工程表
- ② 艤装図（前面、後面、右側面、左側面、上面）
- ③ 電気系統図及び配線図
- ④ 配管系統図
- ⑤ 使用材料、部品明細書
 - ア 消防ポンプ
 - イ 車体骨組み、側板、床板等
 - ウ 装備品、付属品
 - エ その他当市が指示するもの

(2) 完成図書

完成納入時に次の関係図書をA4版ファイルに綴り込み（製本されているものは除く。）2部提出すること。ただし、1部については写しでも可とする。

- ① 自動車検査証
- ② 緊急自動車届出確認書
- ③ 完成車両写真（前後左右上部、シャッター閉鎖時・開放時）
- ④ 製作工程写真（各工程ごと）

- ⑤ 改造自動車届出書
- ⑥ 完成艤装図（前面、後面、右側面、左側面、上面）
- ⑦ シヤシ諸元表
- ⑧ 電気系統図及び配線図
- ⑨ 車両の取扱説明書その他整備等の参考書
- ⑩ 各資機材・装置の取扱説明書及び保証書
- ⑪ 資機材一覧表
- ⑫ 納品書（明細価格入り）

5 艤装

艤装材料は、強度及び耐久性を有する日本産業規格品を使用し、取付品及び付属品は、全て新規格のものを使用すること。

6 検査

検査は、中間検査及び納入時の完成検査とする。

- （１） 中間検査は、製作工程中の写真、ビデオ等の提出により、次の項目について実施する。なお、製作工程ごとの写真についても提出すること。

- ① 車体の検査
- ② 艤装検査
- ③ その他当市が指示するもの

- （２） 完成検査は、当市が立会いの上、次の項目について実施する。

- ① 車体の検査
- ② 艤装検査
- ③ 装備品、積載品、付属品
- ④ その他当市が指示するもの

- （３） 検査時の疑義等

受注者は、不具合があると指摘された部分について、直ちに修正又は交換の上、再検査を受けなければならない。

7 登録及び費用

- （１） 納入に至るまでの車両を含めた積載資機材等に対する技術指導者の派遣、検査及び故障、修理等に要した費用の一切は受注者の負担とする。
- （２） 車両の新規登録に係る自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（リサイクル料）に関する費用については、当市の負担とする。
- （３） 新規登録に際し、積載を予定する資機材を重量計算に入れて登録を行うこと。

8 保証期間

本車両の艤装の保証期間は、納入時から２年とし、シヤシ、取付品、積載品については、各メーカーが定めた期間とする。ただし、設計不良、工作不良、材質不良に起因する故障、不具合は、保証期間終了後においても無償とし、修理又は交換等の改善策を施すものとする。

本車両の故障及び不具合に関する修理については、迅速に対応すること。また、修理に関する部

品等は、国内で準備できる体制を整えること。

塗装部分についての保証は2年とし、錆、剥離、変色等の異常が生じた場合は再塗装するものとする。

9 納入

- (1) 完成車両の納入は、自動車及び機装各般、並びに付属品等の諸検査に合格し、新規登録後納入するものとする。
- (2) 本車両を納入する際は、車両及び資機材の燃料、油脂、電池等を全て規定量まで満たし、点検整備を行い、安全に使用できる状態で納入すること。

10 補則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項については、メーカー公表の標準仕様とし、機能操作上当然具備しなければならない事項は、これを充足しなければならない。また、装備品等については、軽量かつ堅固な材質を利用し長期の使用に耐え得ること。
- (2) 本車両の製作に際し、疑義が生じた場合は、速やかに当市と協議し承認を受けるものとする。なお、質疑応答事項は、本仕様書の追補とする。
- (3) 本仕様書で指定した形式、型式は参考であるが、指定以外（同等品以上）のものを使用する場合は、当市と協議し承認を受けること。
- (4) 製作の一部を他の業者に外注する場合は、この仕様書を満足するよう当該業者を監督すること。
- (5) 特許等工業所有権に関する法令、第三者の有する特許法・実用新案法又は意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することがないように必要な処置を講ずること。これらの運用、適用にかかる費用は、受注者が負担すること。
- (6) 受注者は完成車両納入後、当市の指定する日時、場所において、車両の構造及び機器の取り扱い、保守管理等の説明をするための担当者を派遣すること。なお、派遣に要する諸経費の一切は、受注者が負担すること。

11 納入台数

1 台

12 納入場所

鶴岡市美咲町36番1号 鶴岡市消防本部

13 納入期限

令和9年3月19日（金）

※納入期限に関わらず、納入可能となり次第、納入すること。

第2章 シャシ仕様

1 シャシ

本車両に使用するシャシは、令和7年度に製造された消防専用シャシで、キャブオーバーダブルキャブ型とすること。また、4輪駆動方式の寒冷地仕様で、最新の排出ガス規制に適合しているこ

と。

(1)	全	長	5 8 0 c m以内
(2)	全	高	2 5 5 c m以内
(3)	全	幅	2 0 0 c m以内
(4)	ホ イ ル ベ ー ス		2 7 0 c m以上
(5)	エンジン種別		ディーゼルエンジン
(6)	エンジン最高出力		1 1 0 k w以上
(7)	車 両 総 重 量		5, 0 0 0 k g 未満
(8)	定	員	6 名
(9)	トランスミッション		オートマチックトランスミッション またはシーケンシャルトランスミッション
(10)	走 行 装 置		4 輪駆動パワーステアリング式
(11)	タ イ ヤ		スタッドレスタイヤ、ホイール付
(12)	スペアタイヤ		スタッドレスタイヤ、ホイール付
(13)	キャブチルト装置		電動油圧式、非常時手動操作可能
(14)	エ ア コ ン		車両純正品
(15)	動力伝達装置 (P T O)		P T O スイッチは、運転席付近及び左右ポンプ操作 盤に取り付けること。
(16)	燃料タンク		6 0 ℓ以上、油種及び容量表示

2 装備取付品

(1)	バッテリー	1 式	1 2 V－8 0 A 以上 2 個 ワンタッチレール引出式
(2)	オルタネーター	1 式	2 4 V－8 0 A 以上
(3)	オイルパンヒーター	1 式	作動確認ランプ付
(4)	バッテリー充電器 (管理器)	1 式	マグネット式コネクタ、1 0 m 以上コード付 作動確認ランプ付
(5)	各種計器類	1 式	エンジン油温計、アワーマーター
(6)	パワーステアリング	1 式	
(7)	パワーウインドウ	1 式	全席
(8)	ヘッドランプ	1 式	ディスチャージ又は L E D
(9)	フォグラмп	1 式	
(10)	路肩灯	2 個	左右後輪各 1 個 (L E D) スモールライト連動
(11)	車幅灯	2 個	車両後端下部 (L E D 式) スモールライト連動
(12)	各種安全装置		
①	S R S エアバック	1 式	運転席、助手席
②	A B S 装置	1 式	
③	排気ブレーキ	1 式	

(13)	サイドミラー	1 式	両側ヒーター、助手席側は電動格納式
(14)	サイドバイザー	4 式	車両純正品、全席
(15)	ナンバーフレーム	2 個	前部、後部
(16)	泥除けゴム	1 式	全輪
(17)	集中ドアロック	1 式	車両純正品
(18)	AM・FMラジオ	1 式	
(19)	バックカメラ・モニター	1 式	バックモニター常時表示
(20)	ドライブレコーダー	1 式	SDカード式（メモリ 32GB 以上付）

3 付属品

(1)	フロアマット	1 式	ゴム製、全席
(2)	車輪止	4 個	ゴム製、大型車用、収納装置含む
(3)	油圧ジャッキ	1 式	車両純正品
(4)	工具類	1 式	標準工具、工具セット
(5)	非常用信号用具	1 式	発炎筒
(6)	三角停止板	1 個	
(7)	スノーブレード	2 本	
(8)	タイヤチェーン	1 組	ケーブル式、後輪シングル 2 本分
(9)	スペアキー	2 個	
(10)	予備ヒューズ	1 式	

4 キャブ外部

- (1) 消防団章をキャブ前部中央に台座式で取り付けること。
- (2) キャブ前部ドアに乗降用のステップを設け、後部ドア下ステップはアルミ縞鋼板製とし、ステップのアルミ縞鋼板部分には防滑加工を施すこと。
- (3) 前後のナンバーにフレームを取り付けること。
- (4) 各ドアにサイドバイザーを取り付けること。
- (5) エンジン部等の点検整備を容易にするために、電動油圧チルト式のキャブとすること。なお、非常用として手動式昇降装置も設けること。
- (6) 乗降のための握り棒を各ドア脇に 4 か所取り付けること。
- (7) キャブ後方両側に車体上部への昇降用ステップを設けること。
- (8) キャブ助手席側後方に旗立て装置を取り付け、旗竿を蝶ネジ等で固定できるようにすること。また、蝶ネジには落下防止措置を施すこと。

5 キャブ内部

- (1) デジタル式時計を前席付近に取り付けること。
- (2) バックモニターを取り付け、常時バックカメラの映像を表示すること。
- (3) キャブ内前面中央部に SD カード式ドライブレコーダーを取り付けること。
- (4) マップランプ（LED）を助手席側ピラー部に 1 個取り付けること。
- (5) 後部座席前にステンレス製の握り棒を取り付けること。
- (6) 後部座席上部に二股フックを 6 個設けること。

- (7) キャブ内各ドア付近に乗降用の手摺を設けること。
- (8) 各ドアの側面に衝突防止用の反射テープを貼ること。
- (9) キャブ内の電装品及び各配線の点検が容易に行える構造とすること。また、ヒューズ等を設置する場合は、名称、容量、場所を示す図面等により系統等を明示すること。

6 車体の艤装

- (1) ポンプ室側板は密閉型とし、点検、手入等が容易な構造とすること。
- (2) ポンプ室上部左右にホース等を収納できるアルミシャッター付資機材収納庫を設けること。また、収納庫底面に樹脂製スノコ板を取り付けること。
- (3) 車体後部にアルミシャッター式資機材収納庫を設けること。収納庫内部は、2段に区画し、資機材の転落を防止する構造とすること。また、収納庫底面に樹脂製スノコ板を取り付けること。
- (4) 車体後部資機材収納庫内に、投光器一式、ホースブリッジ2個、燃料携行缶（50）、剣先スコップ、替口4個を固定収納すること。
- (5) 車体運転席側側面に消火栓開閉金具、マンホール鍵、吸管スパナ、車輪止を固定収納すること。
- (6) 車体助手席側側面に消火栓開閉金具、マンホール鍵、吸管スパナ、車輪止を固定収納すること。
- (7) 車体助手席側側面上部にとび口2本を取り付けること。また、ポンプ操法時に容易に取り出しが可能な位置に、とび口1本分の収納装置を別途設けること。
- (8) 車体側面に不凍液注入装置を設け、不凍液は少量でポンプ等主要部の凍結を防止できる構造とすること。
- (9) 車体後部ステップ部に管そう受けを2個設けること。
- (10) 車体上部面は全面アルミ縞鋼板張りとし、外周部にはステンレス製の手すり枠又はアオリを設けること。
- (11) 車両上部への昇降用ステップをキャブ後部及び車両後部ステップ付近の両側に設けること。
- (12) 車体上部面に中継用水槽を固定収納すること。
- (13) ステップとして使用する箇所には防滑加工を施すこと。
- (14) 牽引フックを車両前後部に設けること。
- (15) バッテリー収納ボックスは、キャブ後方下部の位置にワンタッチレール引出式で設け、点検等が容易にできる構造とすること。

7 ホース延長用資機材

- (1) ホース延長用の資機材として、加納式ホースカーを車体後部に積載すること。ホースカーは、65mmホースを8本以上収納できる容量とし、ブレーキを備え引き手は折り畳み式、車輪は格納式のタイヤとすること。
- (2) ホースカー本体には、短管そう2本及び二又分岐金具1個を取り付けること。また、内側にカバーを取り付けること。
- (3) ホースカーの昇降は手動式とし、操作上容易な構造とすること。

8 積載梯子及び梯子収納装置

- (1) 車体上部面に梯子収納装置を設け、二連梯子（アルミ製3.6m）を積載すること。
- (2) 梯子収納装置はローラー式とし、操作上容易な構造とすること。

第3章 ポンプ仕様

1 主ポンプ仕様

- (1) ポンプについては、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）に適合するものであり、日本消防検定協会による受託評価の品質評価合格品とすること。
- (2) ポンプは高圧ボリュート式又は高圧2段バランスタービンとし、ポンプ性能はA-2級以上とすること。
 - ① 放水静圧力0.85MPaにおいて放水量2.0m³/min以上とすること。
 - ② 放水静圧力1.4MPaにおいて放水量1.4m³/min以上とすること。
- (3) ポンプは、シャシエンジンのPTOにより駆動され、PTOの操作はキャブ内スイッチ及び左右のポンプ操作盤に設けられたスイッチにより行うものとする。
- (4) ポンプのドレンコックは、PTO駆動スイッチと連動して作動すること。
- (5) ポンプ主ドレンは、補助用のハンドル若しくはコック式とし、保護枠を取り付けること。
- (6) ポンプの材質は、アルミ製又は青銅铸件とする。ただし、車両重量、重量バランス考慮し検討すること。なお、アルミ製ポンプとする場合は、砂利等の混入にも対応できるよう強度、腐食性を考慮し、インペラは青銅铸件とすること。
- (7) グランド部と軸先端メタルは、不凍液等を必要としないメンテナンスフリータイプでメカニカルシール又はグランドパッキン式とすること。

2 真空ポンプ

- (1) 真空形成装置は、コンプレッサーから吐出される空気を利用して真空状態を形成するエゼクタ方式真空形成装置とする。これによらない場合は、無給油式真空ポンプとすること。
- (2) 自動揚水装置付きとし、操作はポンプ操作装置に設けられた押しボタン式スイッチにより行うものとする。なお、手動レバー又は非常作動ボタンを設けること。
- (3) 真空ポンプは、無給油式若しくは循環式で焼付け及び発熱等の無い構造で大気圧の84%に達するまでに要する時間が30秒以内であること。また、漏気は30秒間で1.3kpa以下であること。
- (4) ドレン配管は振動等に耐える銅パイプ又はシンフレックスチューブを使用し、バルブはできる限り集合させて取り付けること。
- (5) 真空ポンプ及び止水弁にヒーター等の凍結防止策を講じること。

3 ポンプ計器及び安全機能装置

ポンプ操作装置は車体ポンプ室左右に設け、操作員が容易にかつ安全にポンプ操作が行える様、次の機能を有するものとする。

- (1) 圧力計、連成計（リタード式）は、電子式（透過光照明灯、ゲージ部作動確認ランプ付）とし、振動等でも針振れがない構造とする。
- (2) ポンプスロットルは電子式スロットルとし、左右どちらでも同方向に回転することによってエンジン回転速度を上げ下げできるものとする。

- (3) ポンプスロットルは、誤作動を防止するための安全ロック機能を設けること。
- (4) 多目的表示液晶モニターは操作盤の中央とし、詳細は以下のとおりとする。
 - ① 取り扱い表示（機器取扱、点検整備、故障対策等を文章で表示ができること。）
 - ② モニター表示（警告モニターとして冷却水及び真空形成装置作動タイムに対する警告表示ができ、警報ブザーが鳴るようにすること。また、各ボールコックの開閉状況、揚水、放水の状況確認のできるモニター表示、ポンプ回転計、ポンプ圧力計、ポンプ連成計を各々デジタル数値により表示できるモニター表示ができること。）
 - ③ 流水表示（放水時に水の流れる状況が把握できる流水表示ができること。）
 - ④ 積算機能付流量計を車体両側に各1個設けること。なお、流量計は各放口毎とすること。
- (5) ポンプ操作装置には、隊員の安全を確保するため、次の安全機能を設けること。
 - ① スロットル固定機能
不用意にスロットルに触れてもエンジン回転の上昇を防ぐようスロットル固定機能を設ける。ただし、固定した場合でも安全方向（スロットルダウン）には操作できるものとする

4 ポンプ不凍液装置（カプラー式）

不凍液の吸入により真空ポンプ、主ポンプ等主要部の凍結を防止できる構造とすること。

5 吸水口

- (1) 吸水口（ストレーナー付）は、内径75mmのボールコックとし、車体両側面に各1個（エルボ付）装備すること。吸管収納部は車体側面に渦巻き収納する構造とする。
- (2) 排水用ドレンコックを設けること。
- (3) エゼクタ装置を車体両側の吸水操作に適した位置に取り付けること。

6 放水口

- (1) 放水口は、内径65mmのボールコックとし、車体両側面に各2個設けること。
- (2) 放水口媒介金具は、65mm吐水口媒介を取り付けること。
- (3) 排水用ドレンコックを設けること。
- (4) 冷却水配管を1系統にまとめ、1個のバルブで操作が行えるものとし、バルブは車体運転席側側面に取り付けること。

7 中継口

- (1) 中継口（キャップ、ストレーナー付）は65mmのボールコック付きとし、車体両側に各1個設けること。
- (2) 中継口媒介金具は、65mm中継口媒介を取り付けること。
- (3) 排水用ドレンコックを設けること。

第4章 電装関係

1 電子サイレンアンプ

電子サイレンアンプをキャブ内オーバーヘッドコンソール部に取り付けること。アンプ用マイクはインパネ部付近に取り付けること。

2 散光式警光灯等

- (1) LED型散光式警光灯を架台付でキャブ屋根前部に取り付けること。また、標識灯一体型とし、標識灯の点灯はスモールライト連動とすること。
- (2) 車両前後部各2か所、車体両側面上部各1か所、合計6か所にLED型赤色点滅灯を一斉に作動するように設定し、取り付けること。なお、後部の赤色点滅灯にはステンレス製保護枠を取り付けること。

3 照明装置、作業灯

- (1) 作業灯を車体両側面上部に各1個、車体後部に1個取り付け、スイッチは各作業灯下部付近に設けること。なお、後部作業灯と各スイッチには、ステンレス製保護枠を取り付けること。
- (2) LED型サーチライトをキャブ後方車体前部両側に各1基、ポール式で取り付けること。スイッチは、サーチライト付近にステンレス製保護枠付きで設けること。
- (3) 各資機材収納庫内にLED照明灯をシャッターの開閉と連動して作動するように設けること。
- (4) LED計器灯を車体両側ポンプ操作盤の上部に、各1個以上取り付けること。ただし、同等以上の明るさによる代替照明装置がある場合はこの限りでない。
- (5) 作業灯、サーチライト、資機材収納庫内照明、計器灯のメインスイッチをキャブ内オーバーヘッドコンソール部に設けること。

4 その他電装関係

- (1) 電装品は、強固に取り付けし、防水処置を施すこと。
- (2) オイルパンヒーター共用のAC100V入力コネクターを設け、バッテリー自動管理者を介して車両のバッテリーを充電、管理できるようにすること。キャブ内オーバーヘッドコンソール部にオイルパンヒーターのスイッチを設け、未使用期間は通電しない構造とすること。また、オイルパンヒーター、バッテリー自動管理者の作動確認ランプをキャブ内に設けること。
- (3) デジタルトランシーバー用アンテナをキャブ屋根に取り付け、インパネ付近までケーブルを敷設し、当市の保有するトランシーバー（携帯型）と接続できる構造とすること。

第5章 塗装及び記入文字

1 塗装

- (1) 車体は完全に防錆処理を施し、プライマー、パテ、研ぎ及びサフェーサーを行い、熱風乾燥させてから朱色にて3回以上吹付けすること。
- (2) ポンプ室及び資機材収納庫内部は、防錆処理塗装を行うこと。
- (3) 車体下回り及び腐食しやすい部分は、防錆塗装を行うこと。

2 記入文字等

- (1) 車両前面及び左右ドア部に「鶴岡市消防団」及び「方面隊名（略字可）」、「所属班数字」等を白色（反射）、丸ゴシック体で記入すること。車両後面シャッターに「鶴岡市消防団」を

黒色、丸ゴシック体で記入すること。

- (2) 標識灯は、「鶴岡市消防団」を、黒色、丸ゴシック体で記入すること。
- (3) 記入文字についての詳細は、別途協議とする。
- (4) 再帰性に富んだ赤色の反射材（テープ可）を車両両側面は帯状、車体後部は周囲に可能な限り設けること。

第6章 取付品、付属品等

主な取付品、付属品等は、別表のとおりとする。